

令和8年度第1回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議報告書

日時：令和8年5月25日（月曜日）15：00～16：50

場所：箱根町役場本庁舎4階 第1～3会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、石村光稔委員、佐藤守委員、宮地博篤委員、元波英敏委員、勝俣直人委員、安藤万奈委員、池島祥文委員、伊集守直委員

【箱根町】

関田企画観光部長、村山総務部長、藤田企画課長、多田観光課長、菊池財務課長、飯野税務課長、辻満財務課副課長、杉山企画課副課長、企画課特定政策係鈴木・上田

傍聴人：3名

【会議概要】

企画課長

1 開会

それでは、令和8年度第1回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催させていただきます。議事に入るまでの進行を務めます企画課長の藤田です。どうぞよろしく申し上げます。

会議に先立ち、町側の体制について、人事異動に伴い一部変更していますので、予めご承知おきください。

次に、資料の確認ですが、事前に次第、委員名簿、資料1及び参考資料1～3を送付していますが、不足等はありませんか。なお、これまでと同様、会議録作成のため、音声認識システムを使用します。また、会議は公開で行いますので、傍聴者の方は会議の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に移りますが、検討会議の委員長であります高井委員からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましても申し上げます。

委員長

2 委員長あいさつ

皆さんこんにちは。本日は、最終報告書をまとめる最後の

会議となりますので、よろしく申し上げます。

本検討会議は、令和元年8月に第1回を開催し、コロナ禍による中断はあったものの、7年近くの歳月をかけ、18回にわたる会議を開催し、箱根町の観光まちづくり財源の検討を行ってきましたが、本日が1つの区切りになります。主な議題は、報告書の最終確認になりますが、後半に町長への提出も予定されていますので、まずは、本日の会議の流れについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から検討会議及び報告書提出の流れについて説明した。

3 議 題

(1) 検討会議の報告書（最終案）について

委員長

それでは、議題（1）検討会議の報告書（最終案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から資料1及び参考資料1、2をもとに、検討会議の報告書（最終案）と、最新の先行団体の導入状況や宿泊施設数の内訳について説明した。

委員長

今回、報告書（最終案）に、参考6としてD委員が作成した資料が追加されていますが、この資料に関しても、一部内容を修正、追加したとのことですので、D委員から修正内容等の説明をお願いします。

D委員

報告書（最終案）の64ページ以降が、前回会議で説明した箱根町における宿泊税の考え方になります。全体的に若干の字句の修正はありますが、内容に変更はありません。そのうえで、前回資料では、「3制度設計」で項目が終わっていましたが、69ページに「4おわりに」として、これまで述べてきた内容を1段落から2段落目にかけてまとめました。また、最後の段落には、今後、宿泊税導入に向けて納税義務者等に町独自の考え方を丁寧に説明することが重要であることや、宿泊税導入の実現により、箱根町の財政や、地域経済上の課題への対応に取り組んでいただきたい旨を追加しました。

委員長	報告書（最終案）の修正内容と、それに合わせた最新データの補足説明がありました。最終案に関しては、委員の皆さんには、事前に何度かご確認いただいておりますので、全体的な内容は特に問題ないかと思いますが、これから町長へ報告書を提出する前に、最後に表現や語句等の修正点はありますでしょうか。
C 委員	修正事項ではありませんが、参考資料 2 で宿泊税を導入する団体が急増しているとの説明がありましたが、この 55 団体のうち、目的税ではなく普通税で導入済みや導入予定の団体はあるのでしょうか。
事務局	今回調査対象とした 55 団体は、全て総務省の同意を得ていますが、総務省の公表資料等を確認する限り、全ての団体が目的税となっています。
D 委員	26 ページの図表 33 宿泊施設の分類別内訳は、令和 6 年度末時点のものであり、その後の変化があるため、注釈に最新の令和 7 年度末時点の施設数を追加したと認識していますが、この記載内容では、796 施設とは別の 52 施設があるように読めてしまうため、令和 6 年度末時点の 744 施設から 52 施設増えて 796 施設になったことがわかる表現に改めたほうがわかりやすいと感じました。
事務局	ご指摘のとおり図表 33 には、令和 6 年度末時点の合計の宿泊施設数の記載がなく、何施設増加したかが伝わりづらいため、カッコ内を「対前年度比 +52 施設」という記載に修正します。
C 委員	小田原保健福祉事務所のホームページによると、令和 8 年 3 月 31 日現在の町内旅館業法許可施設は合計 723 施設となっており、参考資料 2 の宿泊施設数と多少乖離していますが、その理由は何でしょうか。
事務局	今回の調査対象施設は、旅館業法許可施設に住宅宿泊事業法の届出施設を加えた 796 施設となっているため、住宅宿泊事業法の届出施設の増が主な要因になります。

C 委員

それは理解できますが、仮に、旅館・ホテル、簡易宿所、その他を全て加えた合計は 720 施設で、723 施設にはならないと思います。

委員長

そうしましたら、この宿泊施設数の差異については、報告内容の本体とは別のデータの部分でありますので、会議後に、C 委員と事務局で調整して、適正なデータ数を確定していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

他になれば、これをもって検討会議の報告書として確定したいと思います。

※会議終了後、小田原保健福祉事務所から町に提供された資料の施設数と公表施設数に乖離があった旨を説明したもの。

(2) その他

委員長

次に、議題(2)その他について、事務局から説明をお願いします。

企画観光部長

事務局から今後のスケジュールを説明する前に、検討会議を含めた今後の進め方に関して、箱根温泉旅館ホテル協同組合から要望書の提出がありましたので、その概要を報告するとともに、併せて要望に対する町の考え方を説明します。

ただいま卓上配付しました追加資料ですが、5月19日付けで旅館組合から町に提出された要望書になります。概要は、宿泊業界が抱える人材不足などの経営課題や、今後の町の発展のためには幅広い分野からの税収確保などが必要であるといった状況を踏まえ、次の2点の要望がありました。

1点目の懇話会の創設についてですが、地域課題の共有や、宿泊税の運用上の課題解決等に対して、行政と宿泊業界が定期的に意見交換を行うための場を創設してほしいという要望が挙げられています。

2点目の検討会議の継続についてですが、本日の報告書の提出をもって会議が終了することは承知しているものの、宿泊税は、町の財政破綻を当面の間回避するための一助であり、観光税の導入検討を含めた中長期的な議論が必要不可欠であるため、検討会議を継続し、さらなる安定財源の確保と宿泊税の見直しについて、官民連携で検討を重ねてほしいとの要

望が挙げられています。

これら2つの要望事項に対しては、要望をいただいた際に、直接町の考え方をお伝えしました。

1点目の懇話会の創設に関しては、創設に向けてこれから具体的な形式や開催時期などについて、旅館組合に相談しながら進めていきたい旨を回答しました。

2点目の検討会議の継続に関しては、本日の最終報告書の提出をもって1つの区切りとしたい旨を回答しました。ただし、これまでも繰り返し説明してきたとおり、町としても宿泊税を導入して終わりとは決して思っておらず、引き続き検討していく必要があると十分認識しています。そのためにもまずは令和10年度の宿泊税導入に向けて注力し、検討会議や専門部会でも多くご意見をいただいた宿泊施設の捕捉等の課題にしっかりと対応していくなど、円滑かつ確実に課税できる体制を構築し、これまで約7年かけてたどり着いた宿泊税を適正に執行していきたいと考えています。そして、新たに創設する懇話会の中で、宿泊税の今後の実績や、運用上の課題を把握したうえで、5年の見直し期間内に宿泊税のあり方や、広く観光客に負担していただく方策の検討を行っていきたいと考えているものです。

事務局

事務局から参考資料3をもとに、宿泊税導入に向けた今後のスケジュールについて説明した。

委員長

旅館組合の要望書や総務省との協議を含めた検討会議以降のスケジュールについて説明がありましたが、今後は、本検討会議から町にバトンを渡し、町が宿泊税導入に向けた手続きを進めていくこととなります。今後の進め方等について、確認事項があればお願いします。

E委員

宿泊税導入のスケジュールについて、参考資料2では、宿泊税の施行年月は団体によって異なります。そのため、町として、現在想定している令和10年4月の課税開始を多少早めることも考えているのでしょうか。

事務局

昨年の中間報告書の提出を受けて、町長から令和10年4月の導入を目指すことを公表しました。また、予定では、総務省の同意を得た後、導入まで約1年間ありますが、町として

は、周知等に必要な準備期間だと考えていますので、課税開始を早めることは想定していません。

委員長

他になければ、本日の議事はこれで全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

4 閉 会

企画課長

本日はありがとうございました。

これをもちまして、令和8年度第1回観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を閉会いたします。

冒頭にもご説明しましたが、休憩後は、報告書の提出や、町長との懇談を予定していますので、引き続きよろしく願います。

ありがとうございました。

(休 憩)

5 報告書の提出及び懇談

企画課長

それでは、検討会議を代表して、委員長から町長に報告書をお渡しいただきたく思います。

(委員長から報告書の提出及び写真撮影)

企画課長

次に、委員長から報告書の概要について説明をお願いしたいと思います。

委員長

それでは検討会議を代表して、報告書の概要を説明させていただきます。

本検討会議は、7年前の令和元年8月に第1回の会議を開催しました。途中コロナ禍による中断を余儀なくされましたが、検討にあたっては、先行事例を踏まえて、超過課税や法定外税、協力金の中から財源の絞り込みを行い、1年前の5月に、宿泊税を中心に検討することが現実であるとの結論に至り、中間報告を行いました。その後、町から令和10年4月の宿泊税導入を目指すという方針を受け、先行団体の状況把

握、専門部会による調査審議結果、宿泊事業者・観光客・町民向けアンケート調査結果などを踏まえ、多角的な視点から、課税要件及び特別徴収義務者の負担軽減策などを検討しました。

本報告書の核となる部分である制度内容（案）を一覧にまとめた表を報告書の25ページに記載していますのでご覧ください。表の右端の制度内容（案）欄について、税目名は法定外普通税としての宿泊税とし、課税客体は町内に所在する宿泊施設への宿泊行為、課税標準は当該施設における宿泊数、納税義務者は当該施設における宿泊者、徴収方法は特別徴収、税率は1人1泊につき350円の一律定額制という結論に至りました。非課税事項以下の内容は記載のとおりですが、税収の使い道に記載している「観光まちづくりの対象範囲」については、報告書30ページの図表41の黄色の網かけの部分が具体例となっていますので、詳細は後ほどご確認ください。

以上が本報告書の核となる部分ですが、今後、町が導入に向けて具体的な検討を行うにあたり留意していただきたい3つの点を建議という形で報告書33ページの中段以降に記載しています。

第一に、透明性の確保です。宿泊税を普通税で導入する場合、税収の使い道は特定されません。ただし、これまでの議論を踏まえると、宿泊税の税収額については、観光振興や観光客の受入れに伴う幅広い財政需要、すなわち、観光まちづくりの対象範囲における財源不足額に対応させるべきと考えます。そのうえで納税義務者となる宿泊客をはじめ、観光事業者、町民に対して、宿泊税を活用した観光まちづくり施策や効果を明確に示すことで、制度運用の透明性を高めていく必要があると考えます。

第二に、特別徴収義務者への周知と理解の促進です。今回制度設計にあたっては、宿泊事業者を中心とした専門部会で、詳細な調査審議を行うなど、宿泊事業者の理解や協力のもと検討を進めてきました。専門部会での意見なども踏まえ、入湯税との二重の特別徴収事務の負担軽減や、徴収事務の公平性の確保などの課題に対しては、特別徴収義務者となる宿泊事業者への周知を徹底し、引き続き丁寧な説明や対話により、理解を深め、安定的な制度運用を図っていくことが重要であると考えます。

第三に、不断の検証と見直しです。社会情勢や観光ニーズ

は常に変化します。宿泊税の導入をゴールとするのではなく、定期的に制度の効果やあり方を検証し、時代の変化に合わせて柔軟に対応していく必要があります。また、観光まちづくり財源のあり方の検討に当たっては、箱根町を訪れる全ての観光客から新たに負担していただく方策を検討することが出発点となっています。今回は、町の財政状況や徴税手続きなどを踏まえ、宿泊税に絞って検討を行いました。次のステップとして、宿泊税以外の広く観光客に負担していただく財源確保策の検討を継続する必要があると考えます。

最後に、本検討会議の全委員の思いとして、宿泊税の導入を機に、観光事業者、町民、町との連携が一層深まり、観光と暮らしを車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりを実現していくことを心から期待していることを申し添えます。

企画課長

ありがとうございました。

続きまして、委員の皆さまから検討会議に参加したご感想など、一言ずつお願いしたいと思います。

それでは、順番にお願いいたします。

F 委員

令和元年度の第1回会議から出席させていただき、税に関する知識はあまりなかったもので、大変勉強になりました。委員長から報告のあった、観光と暮らしを車の両輪のようにとらえてという意味では、箱根は観光のまちであることは確かなのですが、現在は住みづらくなっていると感じています。そして、宿泊税以外の様々なことも含め、町をうまく活かしていくためには、今が最も大切な時期ではないかなという気がしています。いろいろなものが消えつつあると感じているので、その辺のことも考えながら、今まさにやらなければ、将来の観光地としての箱根が無くなってしまわないかと危惧しています。

G 委員

暮らし分野の子ども会の立場で途中から参加しましたが、知らないこともたくさんあり、非常に勉強になったと思っています。子ども会としては、子どもが少なくなっている一方で、海外の子どもたちが増えていることもあり、子ども会の参加人数が激減していますが、事務局と協力しながら、試行錯誤を重ねて、多くの子どもたちが参加できるような行

事に取り組んでいます。今回は、財源や税の話でしたが、学んだことをこれからの活動に活かしていきたいと思います。

E 委員

委員長から何度か話が出ていましたが、改めて7年間は長かったという思いがあります。ここにいる委員では、B委員、F委員、学識経験者の3名が会議設置時のメンバーとして7年間ずっと関わってきました。この間に、社会情勢も大きく変化しており、最初は、箱根町の財源不足からスタートしましたが、周辺自治体も含めて、観光の負の側面がクローズアップされはじめ、宿泊税を徴収することが当たり前のような状況になっている中、本日報告書を取りまとめることになったのは、時間を要したのか、良いタイミングだったのか判断が分かれると思います。いずれにしても、5年もあれば、この先の情勢も変わっていると思うので、導入後5年の見直しの際には、的確に審議し、宿泊税を良い方向に導いてもらいたいと思います。

D 委員

特に地方財政、税を専門にしている立場からこの会議での議論に参加させていただきました。報告書の内容は先ほど委員長から説明があったとおり、私たちとしては時間をかけてしっかり検討したうえで、報告書をまとめられたのではないかと思います。特に、今回提案している法定外普通税としての宿泊税は、全国で初の試みになります。昨年、町長から町議会に対して宿泊税の考え方を表明された際にも、メディアに大きく取り上げられたと記憶していますので、今後、条例制定や総務省との協議に進んでいく中で、他の団体やメディア等からかなり着目されることになるのではないかと思います。

現在、多くの自治体が、財政的な課題を抱えている中、どのように自治体運営を行っていくのかという点では、箱根町の試みや検討してきた内容は、非常に示唆を持つものになると思います。そのため、メディア等の取材にもしっかりと対応しつつ、今後は、条例の制定など導入に向けて注力されることですので、しっかり進めていただきたいと期待しています。

H 委員

約1年間の参加でしたが、非常に内容の濃い専門的な話をたくさん聞くことができました。会議の内容は、地域の自治

会等の集まりなど機会があれば、私なりに状況を説明してきました。これからは、宿泊業や観光業の事業者の皆さんの恩恵を住民が受け、お互いの関係性がもっと良くなれば良いと思っています。また、宿泊税を払う観光客の立場からは、箱根町に350円を投資するという見方もできると思うので、町側には、投資した先の地域の変化を可視化できるような取り組みも頑張っていたいただきたいと思います。

A 委員

このような検討会議の委員としての参加は初めての経験で、先行団体とは異なり、目的税ではなく普通税として宿泊税を導入すべきとの検討結果になりましたが、オーバーツーリズム等の課題が顕在化しつつある一方で、観光事業者の立場としては、やはりたくさんのお客様に来てほしいという思いもあります。そのため、そのようなギャップをうまく解決し、将来的には、観光に来られた方が箱根に住みたいと思っただけ、町の人口がもっと増え、箱根の魅力がさらに高まっていくような使い方をしていただけると非常にうれしく思います。

B 委員

私が箱根DMOに出向してきて約8年経ちますが、そのうち7年間この会議に参加してきました。会議の場で何度か発言していますが、町内の観光事業者の利益が増えても、稼いだお金が町内で循環する構造になっていないことが課題だと認識しているので、今回の宿泊税の導入により、この構造が大きく変わってくるのではないかと期待しています。また、長年にわたり検討会議で建設的な議論が交わされてきたことは、非常に意義のあることだと思っています。DMOからの推薦委員も何度か代わりましたが、事務局側が精緻で丁寧な資料を作成していただいたおかげで、我々が継続した議論ができたことにお礼を申し上げます。今年から2か年かけて新たなHOT21観光プランを策定することになりますので、この財源を観光面でもしっかりと使っていけるように、切磋琢磨していきたいと思います。

C 委員

約1年間の参加でしたが、非常に深い議論ができたと思っています。私たちの業界で、町の収入の2割近くの税を徴収することになり、その重責を感じていますので、今後ともよろしく申し上げます。

企画課長

最後に、毎回の会議の進行及び報告書のとりまとめなどにご尽力いただきました委員長からご挨拶をお願いします。

委員長

本日、報告書をまとめることができ、ほっとしています。これは、委員の皆さま方のご協力があったことですので、7年間にわたるご協力に深く感謝申し上げます。また、事務局としてこの会議を支えてくださった町職員の方々にも感謝申し上げます。

企画課長

それでは、これまでの会議への出席及び報告書の提出に対して、町長からお礼のご挨拶をさせていただきます。

町長

皆さん、こんにちは。

先ほど委員長から報告書を提出いただきました。これまで委員長をはじめ、委員の皆さまには、令和元年の会議設置以降約7年もの長期にわたり、学識経験者の専門的な知見や、観光関係団体、地域団体、町民の皆さまの現場の声を反映した貴重なご意見をいただきながら、丁寧かつ慎重に議論を積み重ね、このたび報告書という形で、取りまとめていただいたことに、改めて感謝申し上げます。

本町は、年間2,000万人もの観光客を受け入れるためのごみの処理、消防救急などに多大な費用がかかっているという実態があります。そのため、検討会議ではこのような本町の特殊性や背景を十分に踏まえながら、観光まちづくりを推進するための財源のあり方について、ご検討いただきました。その結果、宿泊税を法定外普通税として導入し、税収額は、観光振興や観光客の受入れに伴う幅広い財政需要に対応させるべきであるとの考え方をお示しいただきました。

これまで全ての先行団体が、宿泊税は観光振興を目的とする法定外目的税としている中で、本町が法定外普通税として導入することになれば、全国初の事例であり、この報告書は、今後の持続可能な観光地のあり方に対して一石を投じる極めて意義のある内容になるのではないかと考えています。

国が本年3月に公表した第5次観光立国推進計画では、令和12年の訪日外国人旅行者数を6,000万人に設定するなど、観光立国の推進や円安を追い風に、引き続きインバウンドの増加が見込まれています。また、同計画では、目標とするイ

ンバウンドのうち、3分の2相当をリピーターに設定するなど、今後は単に多くの観光客を受け入れるのではなく、観光コンテンツを磨き上げ、また新たに掘り起こしながら、内容の充実や質の向上を図っていくことが重要なポイントとなってきます。

本町においても、今年度から令和10年度にスタートする新たなHOT21観光プランの策定に着手していますが、これからは、国内外を問わず、観光客にとってはバラエティー豊かな魅力あふれる箱根を楽しみ、何度来ても良かったと言われる観光地として、また、町民や事業者にとっては、安心して日々を過ごせる町として、観光客と町民双方の満足度向上を図るための、持続可能な観光まちづくりをさらに推進する必要があると考えています。また、今後の宿泊税導入にあたっては、報告書にありました、透明性の確保、特別徴収義務者への周知と理解の促進、不断の検証と見直しという3つのご意見を真摯に受け止め、特別徴収義務者となる宿泊事業者をはじめ、観光事業者、町民、観光客の皆さまのご理解やご協力が得られるようにしっかりと取り組んでまいります。

最後に委員の皆さまには、本報告書の提出をもって一区切りとなりますが、今後も町政運営の様々な場面でご協力を賜りたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

企画課長

最後に、会議に関することやそれ以外のことなど、委員の皆さまと町長との懇談の時間とさせていただきます。

(懇談後、町長退席)

企画課長

本日は誠にありがとうございました。

いただいた報告書を踏まえ、速やかに町の考え方を決定し、パブリックコメントで広くご意見をいただいた後に、議会に条例案を提出する予定ですが、町長からの挨拶にもありましたとおり、報告書の内容を真摯に受け止め、しっかりと対応していきたいと思えます。

今後は、議論いただいた内容を町がしっかりと受け継ぎ、宿泊税の導入に向けて着実に取り組んでまいります。

これまで本当にありがとうございました。